事務連絡

児童発達支援事業所　　　　管理者　様

児童発達支援センター　　　管理者　様

保育所等訪問支援事業所　　管理者　様

障害児入所施設　　　　　　管理者　様

令和元年9月4日

神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課長

就学前の障害児の児童発達支援等の無償化にかかる

制度概要及び利用者周知の協力依頼について

平素から、神戸市の福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

令和元年10月1日から、満3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化されることとなりました。当該無償化の制度概要は下記のとおりですので、関係職員にご周知いただきますようお願い致します。また、**各利用者への制度周知として別添のご案内を各利用者へお渡しいただきますようお願い致します。**

記

1. 対象となる児童

無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から小学校就学まで」です。

（具体的な対象者の例）

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 対象者 |
| 2019年10月1日～2020年3月31日 | 誕生日が2013年4月2日～2016年4月1日まで |
| 2020年4月1日～2021年3月31日 | 誕生日が2014年4月2日～2017年4月1日まで |

1. 事務手続きについて
   1. **受給者証の生年月日で無償化対象児童であることを確認し、保護者へ利用者負担を請求しないで、国民健康保険団体連合会に請求する際、その分を上乗せして請求してもらう必要があります。**
   2. **請求明細書の「利用者負担額②」を0円として設定して請求してください。**
   3. **無償化に伴い、重要事項説明書を修正（利用者負担が無料になる旨を記載）していただく必要があります。**
2. 受給者証について
   1. 厚生労働省が示している自治体事務ＦＡＱに基づき、無償化の対象になったことをもって、新たな受給者証の一斉送付は行いません。
   2. 受給者証の更新の際に順次印字していくため、**請求の際は受給者証の生年月日が無償化対象であることを確認してください。**
3. 添付資料
   1. 利用者の方へのご案内（オレンジ色のチラシ）

各事業所にお送りしますので、利用者の方へお渡しください。

足りない場合は障害者支援課までお知らせください。

* 1. 就学前の障害児の児童発達支援等の無償化にかかる事業者向けＱＡ（令和元年8月末時点）

1. ホームページについて

保育園・幼稚園等も含めた全体の無償化のホームページと、神戸市障害者支援課の無償化ホームページを作成しています。

保育園・幼稚園等も含めた全体の無償化ホームページ

神戸市幼児教育・保育無償化サポートWEB

https://kobe-kodomo-mushou.jp



　　　就学前の障害児の児童発達支援の無償化ホームページ

　　　　　就学前の障害児の児童発達支援の無償化

http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/handicap/jidouhattatsushientoumushouka.html

※ホームページに掲載されているQAについては、随時更新していきます。

問い合わせ先

神戸市保健福祉局障害福祉部

障害者支援課　自立支援係

TEL:078-322-6332